

# 国土交通委員会

## 委員一覧（25名）

委員長	羽田 雄一郎	(民主)	北川 イッセイ	(自民)	輿石 東	(民主)
理事	田村 公平	(自民)	小池 正勝	(自民)	佐藤 雄平	(民主)
理事	脇 雅史	(自民)	末松 信介	(自民)	田名部 匡省	(民主)
理事	大江 康弘	(民主)	鈴木 政二	(自民)	前田 武志	(民主)
理事	山下 八洲夫	(民主)	伊達 忠一	(自民)	魚住 裕一郎	(公明)
理事	山本 香苗	(公明)	中川 義雄	(自民)	仁比 聰平	(共産)
	岩井 國臣	(自民)	藤野 公孝	(自民)	渕上 貞雄	(社民)
	太田 豊秋	(自民)	池口 修次	(民主)		
	岡田 広	(自民)	北澤 俊美	(民主)		

(17.10.25 現在)

経済産業

国土交通

### （1）審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

昨年10月の新潟県中越地震や本年3月の福岡県西方沖地震など、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの発生する可能性も指摘されている。このように大規模地震が切迫する状況にある中、想定されている被害を未然に防止するためには、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくことが不可欠であるとして、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、補助、融資、税制等による支援措置の強化、関係機関の施策の整合性と連携の確立、改修目標の徹底と地域防災意識の涵養、学校・病院等の災害時応急対策拠点施設の耐震化促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

10月25日、質疑を行い、鉄道・航空等公共交通機関の安全確保に対する北側国交大臣の決意と対応、社会資本の整備方針と我が国物流の国際競争力の向上・維持策、原油高騰によるトラック運送事業・内航海運業への影響と対応、耐震強化岸壁・海岸堤防・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の現状と対策、東シナ海における中国の資源開発の現状と海上保安庁の対応、小泉総理の道路特定財源見直し指示と国土交通省の対応、ユーザーの視点に立った道路特定財源見直しの必要性、自動車関係諸税水準の国際比

較及び負担と応益の地域間格差に対する認識、山陽自動車道盛土のり面崩落事故原因と復旧見通し、交通バリアフリー化推進等における国土交通行政の課題と対応、タクシー事業の名義貸しの禁止理由とその適否の判断基準、タクシー運賃のダンピング対策の急務性、JR西日本福知山線脱線事故調査・中間報告に対する所見と今後の調査方針、改築・解体に伴うアスベスト飛散防止策の必要性と除去支援措置などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年10月25日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 鉄道・航空の安全対策に関する件、今後の社会資本整備の推進に関する件、トラック事業・内航海運事業における原油高騰対策に関する件、テクノスーパーライナーの現況と今後の取組に関する件、地籍調査の現状と今後の取組に関する件、岸壁・海岸堤防・橋梁の耐震強化に関する件、東シナ海における海上保安庁の警備の在り方に関する件、日本道路公団民営化後の対応に関する件、道路特定財源及び自動車関係諸税の見直しに関する件、基幹道路・大規模造成地の盛土補強対策に関する件、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する件、タクシー料金等事業運営の適正化に関する件、JR西日本福知山線事故の調査体制に関する件、鉄道災害復旧に関する件、アスベスト対策に関する件等について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人西日本高速道路株式会社専務取締役山本正堯君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、池口修次君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聰平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成17年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聰平君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

##### 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

###### 【要旨】

本法律案は、建築物の耐震改修の一層の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための「基本方針」を定めなければならない。
- 二、都道府県は、基本方針に基づき、「都道府県耐震改修促進計画」を定める。
- 三、市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために計画を定めるよう努めるものとする。
- 四、耐震改修の対象となる特定建築物を追加する。

- 1 火薬類、石油類等の危険物であって一定の数量以上の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 2 その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の建築物

- 五、所管行政庁による指示の対象に、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものであって一定の規模以上を有する小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用するもの及び四の1に掲げるものを追加する。

所管行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

- 六、建築物の耐震改修計画の認定対象に、一定の要件を内容とする増改築等の工事を追加する。

#### 七、建築物の耐震改修に係る特例

- 1 特定優良賃貸住宅の認定事業者は、一定の要件に該当するときは、都道府県知事等の承認を受けて、住宅の耐震改修の際に仮住居を必要とする者に賃貸することができるものとする。
- 2 都市再生機構又は地方住宅供給公社は、委託に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る業務を行うことができるものとする。

- 八、国土交通大臣は、認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係

る債務の保証等の業務に関し、一定の基準に適合するものを、その申請により、耐震改修支援センターとして指定することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、大規模地震の切迫性を深く認識し、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住宅・建築物が国民生活の安全に深くかかわることにかんがみ、その所有者等に対し耐震改修の必要性や効果について、地方公共団体、関係機関との協力のもと、積極的に普及啓発を図ること。

また、悪質なリフォーム業者等による被害の未然防止を図るためにも、所有者等に対する総合的かつ信頼性を有する相談体制の整備充実に努めること。

二、都道府県耐震改修促進計画の策定において、都道府県の自主性を尊重しつつ、建築物等の実情に合った実効性のある計画となるよう、必要な技術的指導、情報提供等に万全を期すとともに、市町村の意見が的確に反映されるよう努めること。

あわせて、市町村においても耐震改修促進計画が策定されるよう特段の配慮をすること。

三、住宅・建築物の耐震化の促進に支障が生じることのないよう、補助、融資、税制等について効果的かつ継続的な耐震化支援制度の早急な整備充実を図ること。

四、必要な耐震診断や耐震改修が行われていない特定建築物については、地震被害の甚大性にかんがみ、効果的な方法で適時適切な公表を行うとともに、建築基準法の関係規定の発動により、その耐震化の実効性を確保すること。なお、耐震診断及び耐震改修が適切に実施されている場合であっても情報提供の在り方について検討すること。

五、学校、病院等については、地域の災害時応急対策拠点となることにもかんがみ、目標期間内にこれら施設の耐震化を迅速かつ確実に行うこと。

六、耐震改修支援センターの指定に当たっては、客観性、透明性のある手続に基づき、資質、能力等を厳正に審査するとともに公募制の導入等も含めて検討し、債務保証の在り方も含めて健全性、透明性等を確保することにより国民の納得の得られる業務運営を図ること。

また、耐震改修支援センターがいわゆる天下り機関等との指摘を受けることがないよう配慮すること。

七、住宅の売買及び賃貸借の契約に係る重要事項説明の中に、耐震診断の有無及び耐震診断に基づく耐震性の状況について記載するよう検討すること。

なお、地震保険について、耐震診断、耐震改修に係る割引制度の在り方に関して関係機関と調整を図りつつ早急に検討を進めること。

右決議する。